



5月のお知らせ

申・問申し込み 問・問問い合わせ 申・問申し込み・問・問問い合わせ
〔先着〕先着順〔抽選〕申し込み多数のときは抽選

「震災遺構 仙台市立荒浜小学校」が開館しました

東日本大震災の津波で被災した旧荒浜小学校の校舎が震災遺構として整備され、4月30日(日)に開館しました。

震災の記憶や津波の脅威を伝える展示のほか、荒浜地区や荒浜小学校の歴史なども紹介しています。

●所在地 若林区荒浜字新堀端32-1
●開館時間 午前10時～午後4時
●休館日 月曜日、第2・第4木曜日、祝休日の翌日、年末年始
問 防災環境都市推進室 ☎214・1117

工業統計調査にご回答ください

製造業を営む事業所を対象に、6月1日を調査期日として工業統計調査を行います。5月から6月にかけて調査員証を携帯した調査員が伺いますので、ご回答をお願いいたします。

問 区役所・総合支所総務課 ☎214・6132

仙台市地域防災計画の修正案にご意見をお寄せください

市では、大雨時の避難情報の発令基準や避難所開設に関する事項、原子力災害時における他市からの避難者受け入れに関する事項等について、「仙台市地域防災計画」の修正を検討しています。このたび修正案を取りまとめましたので、市民の皆さんのご意見をお寄せください。

●修正案の配布場所等 市役所本庁舎1階市政情報センター、区役所総合案内、総合支所、宮城野区・若林区・太白区情報センターのほか、市ホームページでもご覧いただけます

●提出方法 任意の様式にご意見、住所、氏名を記入して郵送またはファクス、Eメールで5月12日までに

申・問 ☎980-8671 防災計画課 ☎214・3046、FAX214・8096、Eメール kks000120@city.sendai.jp

電話番号案内

仙台市役所 ☎261-1111(代)
青葉区役所 ☎225-7211(代)
宮城野区役所 ☎291-2111(代)
若林区役所 ☎282-1111(代)
太白区役所 ☎247-1111(代)
泉区役所 ☎372-3111(代)
宮城総合支所 ☎392-2111(代)
秋保総合支所 ☎399-2111(代)

○仙台市ホームページ
http://www.city.sendai.jp/
○仙台市携帯電話用ホームページ
http://www.city.sendai.jp/m/
○仙台市広報課Facebookページ
https://www.facebook.com/sendai/pr/

注意事項

- 催しは、5月6日からの内容を掲載しています
- 料金の記載のないものは無料(入館料が必要な施設あり)
- 休館日等は事前にご確認ください
- 来庁・来場の際は公共交通機関をご利用ください
- ファクス番号が未掲載の場合は、広報課FAX211・1921、☎214・1150へお問い合わせください
- 市役所への郵便は郵便番号(〒980-8671)と課名のみに届きます

申込時の必要事項

右記の項目を(往復はがきには返信先も)記入してください。特に記載のないものは、はがき1通につき1人、締切日消印有効。

- 申し込み内容(講座名等)
- 〒住所
- 氏名(フリガナ)
- 電話・ファクス番号
- その他必要事項

平成29年度の「市政出前講座」ができました

市民の皆さんが準備した会場に市の職員が伺い、市の施策や事業について分かりやすく説明する「市政出前講座」を実施しています。本年度は11分野135の提出できます

問 都市計画課 ☎214・8294

●縦覧期間 5月16日(火)～29日(月)(閉庁日を除く)
●縦覧場所 市役所本庁舎7階都市計画課
●縦覧内容 仙塩広域都市計画地区計画の変更(卸町地区)
●縦覧期間中に意見書を提出できます

市有地(一般競争入札物件)をお売りします

所在地	面積	用途	最低売却価格
青葉区蓋屋下36番4	225.89㎡	第二種住居地域	30,270,000円

●申込受付日時 5月15日(月)～6月2日(金)の平日午前9時～午後5時(郵送の場合は簡易書留で)

●現地説明会 5月24日(水)午後2時～
●入札日時 6月20日(火)午後1時～
●物件の所在地は土地の地番で、住居表示とは異なります
●応募方法など詳しくは市役所本庁舎4階財産管理課で配布する実施要領をご覧ください

市立図書館の臨時休館

蔵書点検等にに伴い、左記の図書館を臨時休館します。

図書館名	期間
榴岡図書館	5月15日(月)～22日(月)
広瀬図書館	5月29日(月)～6月5日(日)

問 榴岡図書館 ☎295・0880、
広瀬図書館 ☎392・8421

空家等を取り壊す際の工事費用の一部を補助します

●対象 保安上危険となる恐れのある建物として、特定空家等として判定された建物
●対象経費 市が特定空家等と認められたものを取り壊し、更地にする工事に要する経費
●補助額 工事費の2分の1(上限60万円)
申 市役所本庁舎1階市民のへや区役所区民生活課、宮城総合支所まちづくり推進課、秋保総合支所総務課などで配布する申込用紙で5月31日までに

問 市民生活課 ☎214・6146

町内会の環境衛生整備に助成します

町内会が行う次の事業に対し、消費税込相当額を除く事業費の2分の1以内の費用を助成します(台数制限あり)。

助成対象事業	限度額
地域に繁茂する草を刈るための動力草刈機の購入費用	1台5万円
蚊・ハエ発生防止のための動力薬剤散布機の購入費用	1台10万円
下水道処理区域外の私道への準公共的な排水設備に係る費用	50万円

町内会の環境衛生整備に助成します

町内会が行う次の事業に対し、消費税込相当額を除く事業費の2分の1以内の費用を助成します(台数制限あり)。

助成対象事業	限度額
地域に繁茂する草を刈るための動力草刈機の購入費用	1台5万円
蚊・ハエ発生防止のための動力薬剤散布機の購入費用	1台10万円
下水道処理区域外の私道への準公共的な排水設備に係る費用	50万円

申込時の必要事項

①応募内容 ②〒住所 ③氏名(フリガナ) ④☎・FAX ※往復はがきの場合は返信先も記入

花の種類	1箱(消費税込)費用
ゴルビニアアマテラ	各2,200円
ポーチュカ、コブ	各3,000円
リウス、ルビリア	各2,500円
センニチコウ、ペニチコウ、メランパチ	各2,500円
エニシム、インパチ	各2,500円
ニチソウ、ト	各2,900円

●対象 町内会・老人クラブ・子ども会などの地域団体、会社など
●申し込みは箱単位で受

税のお知らせ

軽自動車税の納税通知書を発送します

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。平成29年度の納税通知書は、5月9日に発送します。お近くの金融機関などで5月31日までに納めてください。口座振替をご利用の方は5月31日に振り替えになります。生活保護を受けている方、障害のある方が所有している軽自動車等は減免の対象となります場合があります。詳しくはお問い合わせください。

問 納税通知書や減免については市民税企画課 ☎214・8625、納付については収納管理課 ☎214・1010

被災代替車両に係る軽自動車税の非課税措置があります

東日本大震災により滅失または損壊し使用不能となった自動車または軽自動車等の代替として、平成23年3月11日から平成31年3月31日までに取得した軽自動車等については、被災代替車両を取得した年度分と翌年度分の軽自動車税が非課税となります。非課税措置を受けるためには要件があり、手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 市民税企画課 ☎214・8625

平成29年度の市県民税課税(非課税)証明書(所得証明)を発行します

平成29年1月1日現在お住まいの市町村で発行します。平成29年度分の発行開始日については、次のとおりです。窓口とコンビニ交付サービスでは発行開始日が異なりますので、ご注意ください。手続きに必要なものなど、詳しくはお問い合わせください。

対象	発行場所	発行開始日
給与から市県民税を差し引かれる方(給与特別徴収、非課税の方)	窓口	5/12
	コンビニ交付サービス	5/21
納税通知書で納める方(普通徴収)、年金から市県民税を差し引かれる方(年金特別徴収)	窓口	6/9
	コンビニ交付サービス	

問 納税課 ☎214・8622、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は10ページ)

給与所得者の市県民税の特別徴収を推進しています

市では、法令順守と給与所得者の納税の利便性向上の観点から、宮城県などと連携して、特別徴収未実施の事業主に対し、実施を促す取り組みを推進しています。

本年度新たに特別徴収を実施していただくことになった事業主には、5月11日に特別徴収税額通知書をお送りしますので、毎月の給与からの市県民税の引き落としをお願いします。

問 市民税課 ☎214・1009

市民意識調査にご協力ください

市が取り組んでいる主な施策への評価などをお伺いするため、「施策目標に関する市民意識調査」を実施します。対象は市内にお住まいの18歳以上の方の中から無作為に選ばれた6千人の方です。調査票は5月中旬に発送する予定です。届いた方

消費生活の向上を図るための活動を支援します

市民団体が行う消費生活の安定および向上を図る事業に対し補助します。

●対象団体 市内に主たる事務所を有し、市民の消費生活の安定および向上を図るための活動を行う団体
●対象事業 広く市民の消費生活向上を図る事業、消費者市民社会の実現を目指す事業
●補助額 上限30万円(事業内容により補助額を決定)

安全安心まちづくり活動を支援します

地域の皆さんが自主的に取り組む防犯活動に対し助成します。

●対象 町内会の区域から小学校の学区程度の地域で、自主的に結成された団体
●対象経費 地域の犯罪の未然防止や地域住民の防犯意識の高揚、地域の環境浄化などの活動に要する経費の一部
●補助額 新規申請

5月1日から7月14日は不正大麻・けし撲滅運動期間

後を絶たない薬物事犯を防止するために、大麻・けしの不正栽培や自生を見つけたら、情報をお寄せください。

問 健康安全課 ☎214・8085